



## ドッグラン利用規則



吉田ふれあい広場

### ○利用条件

- ・ 利用料金1時間当たり1頭につき300円支払うこと。  
ただし、燕市民は登録時において減免申請を行えば使用料を全額減免とする。
- ・ 登録申請を毎年度更新すること。  
また、年間登録料として1頭につき500円を払うこと。
- ・ 利用者は予め利用登録申請を行い、施設管理者から登録証の交付を受けていること。
- ・ 利用登録申請者は18歳以上で、利用者は登録者本人か18歳以上の家族であること。
- ・ 利用する犬は、飼犬登録、過去1年以内に狂犬病予防注射が済んでいること。

### ○利用のきまり

- ・ 利用者は、登録証を他の利用者に見えるように携帯し入場してください。
- ・ 乳幼児（0歳～6歳）の入場はできません。
- ・ 小学生以上18歳未満の方は、利用登録者又は18歳以上の家族と同伴で入場してください。
- ・ 犬の排泄物やゴミは利用者が処理し、お持帰りください。オシッコは水で流し、ニオイを弱めて下さい。
- ・ 利用者は犬から目を離さず、必ずそばにいて常に必要な制御が出来る状態でいて下さい。
- ・ 利用者が犬を制御できない場合は、リードを放さないでください。
- ・ 利用者は犬だけを残してドッグランを出ないでください。
- ・ 当施設が、閉園（開園時間9：00～17：00）してからの利用はご遠慮下さい。
- ・ 1人の飼い主がノーリードで遊ばせられるのは2頭までです。
- ・ 事故が起きた場合は、必ず速やかに施設管理者に報告して下さい。
- ・ 利用者は、犬が人に危害を与えた場合、保健所に届け出なければなりません。

### ○利用規制

次に掲げる犬の利用を禁止します。

- ・ 人や他の犬に対して攻撃的な犬、恐怖感を与える犬  
(マウンティング・吠え続ける・嫌がっている犬を追いかけまわす)
- ・ 発情期の犬、病気の犬
- ・ 利用当日、噛みつきなどのトラブルを起こした犬

### ○禁止事項

ドッグラン内において、以下の行為を禁止します。

- ・ 犬のおかし、食べ物の持ち込み
- ・ 喫煙
- ・ 人の食べ物の持ち込み、飲食
- ・ 施設内での犬のシャンプー、ブラッシング等
- ・ 営利、営業目的の利用（イベント開催には事前の許可が必要です）

裏面もご覧ください。

## ○利用方法

- ・体高40センチ以下の犬は「小型犬エリア」、体高41センチ以上の犬は「大型犬エリア」をご利用下さい。
- ・利用前に受付にて、利用手続きを行なってください。
- ・利用者は必ず犬と一緒に入場し、常に注意を怠らないでください。
- ・出入り口では退場を優先させ1頭ずつ通過してください。
- ・ドッグラン入・退場時は必ず入り口の施錠をしてください。利用中も必ず施錠してください。
- ・出入り口で予め犬同士を見合いさせ、施設内の犬との相性を確かめてください。
- ・予め施設内を散歩して他の犬や施設に慣らし、安全を確かめてからリードを放してください。
- ・犬が興奮し危険と思われる場合は、事故防止のためリードを付けて落ち着かせてください。
- ・利用終了後、受付にて利用料金を支払ってください。

## ○その他

- ・施設利用による事故、紛争、病気感染、怪我について施設管理者は一切責任を負いません。
- ・施設の日常の清掃、除草等は、利用登録された皆さんにご協力をお願いします。
- ・利用規則を守らない、その他迷惑行為があった場合には利用登録を取消させていただきます。
- ・利用登録取り消し後は、翌年度まで再登録できません。
- ・本ドッグランを利用する者は、本規約に同意したものとします。